

## 【件名】

【緊急】インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その４２：ロックダウン措置の延長ほか）

## 【ポイント】

- インド政府によると、５月２日現在のインド国内感染者の合計は３７、３３６例（死亡１、２１８例）となっています。
- ５月１日、インド政府は、現行のロックダウン措置を４日以降、２週間延長する旨発表しました。新たなロックダウンのガイドラインでは、レッド・ゾーン、オレンジ・ゾーン、グリーン・ゾーンで規制内容、許可される活動が異なりますが、引き続き、国内線・国際線・鉄道による旅客の移動、メトロ、個人による州間移動、映画館・ショッピングモール等は、ゾーンに関係なく、特別な場合を除きインド国内全土で禁止・封鎖等が継続されます。また、中央政府によるガイドラインに加え、各州政府独自の規制が追加される可能性があります。
- インディラ・ガンディー国際空港（デリー）は、５月１７日までのすべての国際線・国内線の運休を発表しました。詳細は各航空会社にお問い合わせください。日本航空及び全日空は、５月末までのデリー便の運休を既に発表しています。なお、５月４日に予定されている日本航空臨時便は、予定通り運行する予定です。
- ５月４日の日本航空臨時便を利用予定の方で、現在の滞在資格が３日までの方は、出国許可申請が必要となります。申請が必要な方は、直ちに外国人登録事務所（FRRO/FRO）にオンライン申請を行った上で、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。
- 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています。

## 【本文】

（前回（その４１）の領事メールからの更新部分は下記１～４です。）

１ インド政府によると、５月２日現在のインド国内感染者の合計は、３７、３３６例（死亡１、２１８例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/node/4904/>

２ ５月１日、インド政府は、現行のロックダウン措置を４日以降、２週間延長する旨発表しました。新たなロックダウンのガイドラインでは、レッド・ゾーン、

オレンジ・ゾーン、グリーン・ゾーンで規制内容、許可される活動が異なりますが、引き続き、国内線・国際線・鉄道による旅客の移動、メトロ、個人による州間移動、映画館・ショッピングモール等は、ゾーンに関係なく、特別な場合を除きインド国内全土で禁止・封鎖等が継続されます。また、中央政府によるガイドラインに加え、各州政府独自の規制が追加される可能性があります。

新たなガイドラインの下での制限措置、ゾーン毎に許可される活動及び各地域におけるゾーン一覧等については、下記インド内務省の発表等をご参照ください。

(インド内務省発表：4日以降の新たなガイドライン)

<https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHA%20Order%20Dt.%201.5.2020%20to%20extend%20Lockdown%20period%20for%202%20weeks%20w.e.f.%204.5.2020%20with%20new%20guidelines.pdf>

(報道参考：各地域のゾーン一覧)

<https://www.ndtv.com/india-news/coronavirus-full-list-of-red-orange-green-districts-in-india-2221473>

3 インディラ・ガンディー国際空港(デリー)は、5月17日までのすべての国際線・国内線の運休を発表しました。詳細は各航空会社にお問い合わせください。日本航空及び全日空は、5月末までのデリー便の運休を既に発表しています。なお、5月4日に予定されている日本航空臨時便は、予定通り運行する予定です。

4 ロックダウンの再延長を受けたインド滞在中の外国人の査証の取り扱いについて、新たな発表がされる場合は、領事メールにて改めてお知らせいたします。これまでのインド政府による発表では、5月3日までの間に失効するインド滞在中の外国人の査証の5月3日までの延長手続きが無料化されています(注：従来は4月30日までが対象期間とされていたもの)。延長を希望する場合は、管轄する外国人登録事務所(FRRO/FRO)にオンラインで申請する必要があるとのことです。

また、査証を5月3日まで延長した外国人が、5月3日から5月17日の間に出国する場合は、罰則の対象とならないとのことです。

外国人登録事務所(FRRO/FRO)の申請先URLは下記になります。

<https://indianfrro.gov.in/eservices/home.jsp>

(インド政府広報局ウェブサイト関連部分)

<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=202346>

5月4日の日本航空臨時便を利用予定の方で、現在の滞在資格が5月3日までの方は、出国許可申請が必要となります。申請が必要な方は、直ちに上記URLか

らオンライン申請を行った上で、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

5 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています（詳しくは当館ホームページをご覧ください）。

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf>

6 各州政府は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン(containment zone)及びバッファゾーン(buffer zone)に指定し、完全封鎖措置(家・敷地から外出することを禁止)をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でご確認の上、行動にご注意下さい。

封鎖措置の対象となる地域においては、市民は外出せず、生活必需品についても店頭ではなくデリバリーで調達することが求められています。

7 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

(1) 中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を引き続き強化しており、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

[jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp)

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

(3) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

[https://twitter.com/MoHFW\\_INDIA](https://twitter.com/MoHFW_INDIA)

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

[https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index\\_jp.html](https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html)

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)